

事務連絡  
平成31年4月3日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当部課  
附属学校を置く各公立大学法人担当部課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課  
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課  
高等専門学校を設置する各学校法人担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
各都道府県保育担当課  
各指定都市保育担当課  
各中核市保育担当課  
各都道府県認定こども園主管課  
各都道府県障害児支援担当課  
各指定都市障害児支援担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(認定こども園担当) 付  
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課  
初等中等教育局児童生徒課  
高等教育局専門教育課  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

#### 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップについて（依頼）

平素より、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案（以下「本事案」といいます。）を受け、平成31年2月8日に開催された「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」に基づき、児童虐待が疑われるケースについて、緊急点検を実施し、御報告をいただいたところです。本点検については別途その取りまとめ結果を送付させていただいたところですが、御報告いただいたもののうち3月8日までの間に面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等につきまして、学校については別添1の要領により、保育所及び地域型保育事業の事業所については別添2の要領により、認定こども園については別添3の要領により、障害児通所支援事業所については別添4の要領によ

り、フォローアップを行うこととしましたので、別紙様式により取りまとめの上、御報告いただくようお願いいたします。

貴職におかれては、本依頼の趣旨を十分ご理解の上、

- ・市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く）にあつては所管する学校についてフォローアップ結果を取りまとめの上、都道府県教育委員会に御報告いただき、都道府県教育委員会にあつては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く）及び自ら所管する学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）について、
  - ・指定都市教育委員会にあつては所管する学校について、
  - ・都道府県私立学校主管課にあつては所轄の私立学校（高等課程を置く私立専修学校を含む。以下同じ。）について、
  - ・附属学校を置く国公立大学法人にあつては設置する附属学校について、
  - ・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校について、
  - ・独立行政法人国立高等専門学校機構にあつてはその設置する学校について、
  - ・高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人にあつてはその設置する学校について、
  - ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にあつては所管の高等課程を置く専修学校について、
  - ・各市町村保育担当課（指定都市保育担当課及び中核市保育担当課を除く）におかれては、管内の対象施設についてフォローアップ結果を取りまとめの上、各都道府県保育担当課にご報告いただき、各都道府県保育担当課におかれては、管内の市町村について、
  - ・各指定都市保育担当課及び中核市保育担当課におかれては、管内の対象施設について、
  - ・各市町村認定こども園主管課におかれては、管内の認定こども園についてフォローアップ結果を取りまとめの上、各都道府県認定こども園主管課に御報告いただき、各都道府県認定こども園主管課におかれては、管内の市町村について、
  - ・各市町村障害児支援担当課（指定都市障害児支援担当課を除く）におかれては、管内の対象事業所についてフォローアップ結果を取りまとめの上、各都道府県障害児支援担当課に御報告いただき、各都道府県障害児支援担当課におかれては、管内の市町村について、
  - ・各指定都市障害児支援担当課におかれては、管内の対象事業所について、
- それぞれフォローアップ結果を取りまとめの上、御報告いただくようお願い申し上げます。

なお、本フォローアップに当たっては、本フォローアップ以外の業務の縮減など可能な限り教職員の負担の軽減にご配慮願います。

また、平成31年3月28日付けで厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課から各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に対して、児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認フォローアップの依頼がなされています。本依頼に基づき、児童相談所から情報提供等の依頼があった場合には、十分連携を図っていただき、必要な協力をしていただきますよう、併せてお願いいたします。

#### 【本件担当】

○本件全般

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導第一係、生徒指導調査分析係

電話：03（5253）4111（内線3208、3299）

FAX：03（6734）3735

E-MAIL：s-sidou@mext.go.jp

○高等専門学校に関すること

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電 話：03（5253）4111（内線 3347）

F A X：03（6734）3389

E-MA I L：senmon@mext. go. jp

○専修学校の高等課程に関すること

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

電 話：03（5253）4111（内線 2939）

F A X：03（6734）3281

E-MA I L：syosensy@mext. go. jp

○保育所等に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課企画調整係

電 話：03（5253）1111（内線 4853、4854、4839）

F A X：03（3595）2674

E-MA I L：hoikuka@mhlw. go. jp

○認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

電 話：03（5253）2111（内線 38446）

F A X：03（3581）2521

E-MA I L：kodomokosodateikai@cao. go. jp

○障害児通所支援事業所に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室障害児支援係

電 話：03（5253）1111（内線 3037）

F A X：03（3591）8914

E-MA I L：shougaijishien@mhlw. go. jp

## 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップ実施要領（学校）

### 1. 本フォローアップの趣旨

本フォローアップは、学校において、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案（以下「本事案」といいます。）のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検した結果を踏まえ、3月8日までの間に面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等について状況を把握し、教育委員会・学校、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とする。

### 2. 点検対象

- 国公立の幼稚園（認定こども園を除く）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制課程を除く）、中等教育学校（通信制課程を除く）、特別支援学校、高等専門学校（第1学年から第3学年に限る）、専修学校の高等課程（通信制課程を除く）

#### 学校に報告を求める事項

##### ○フォローアップの対象児童生徒等

平成31年2月14日付けで依頼した緊急点検の結果、平成31年3月8日までの間に面会ができておらず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等（9,464人）

（※1）4月15日までの間に転校・進学した児童生徒等については、転校・進学先の学校に問合せを行ったうえで、2月14日時点で在籍していた学校から回答してください。

（※2）2月14日時点で高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校及び専修学校の高等課程の3年生、中等教育学校の6年生並びに中学校夜間学級の生徒であって、3月中に授業や卒業式で登校する等して面会できた生徒等については「対象児童生徒等に面会できた」として、卒業等までの間に面会できなかった生徒等については「対象児童生徒等に面会できず、対象児童生徒等が満18歳に達しているため情報共有を行わなかった」として回答してください。

##### ○フォローアップの方法

平成31年3月9日（土）以降4月15日（月）までの間に、以下のいずれかの方法によりフォローアップを実施すること。

なお、3月9日以降に本事務連絡による依頼に関わらず自主的に確認を行い、以下のいずれかの方法により面会できたものを含めて差し支えないこと。

- ・学校の教職員による面会
- ・教育委員会職員（SSW、指導主事、教育支援センター職員等）による面会
- ・その他関係機関（民生委員、児童委員、フリースクール職員等）による面会

（※1）海外在住の児童生徒等については、テレビ電話を通じて状況が確認できたものについても面会できたケースを含めて差し支えない。

（※2）その他関係機関による面会には、例えば以下のような学校・教育委員会以外の機関の職員等による面会が含まれる。

- ・対象児童生徒等が受診している医療機関等の医師、歯科医師、看護師、カウンセラー等の面会
- ・対象児童生徒等が利用している福祉サービス等の提供に係る都道府県・市町村職員、ケースワーカー、放課後児童健全育成事業を実施する施設の職員、福祉サービスを提供する事業所の職員等による面会
- ・対象児童生徒等が留学している学校の教職員、寄宿舎管理人等による面会
- ・対象児童生徒等が入所している少年院の職員等による面会

- ・競技大会への出場や就労により面会できていない場合における対象児童生徒等の所属する競技団体のコーチ、就労先の雇用主等による面会

(※3) 対象児童生徒等が不登校であり、学校の教職員に会いたくないという心理的状况にある場合には、教育委員会職員（SSW、指導主事、教育支援センター職員等）又はその他関係機関（民生委員、児童委員、フリースクール職員等）による面会を検討してください。また、対象児童生徒等の状況に応じ、保護者等に対して、福祉サービスや医療機関等の利用も考えられる旨を伝えることを検討してください。

#### ○フォローアップの結果報告

(1) 対象児童生徒等に面会できたかどうか

①面会できた、②面会できなかった

(2) 面会できた場合、児童虐待の恐れがあるとしてその結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

(ア) 情報共有した、(イ) 情報共有しなかった

(3) 面会できた場合、その方法

(a) 学校の教職員による面会、(b) 教育委員会職員による面会、(c) その他関係機関による面会

(4) 面会できなかった場合、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

(ア) 市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有した

※対象児童生徒等が居所不明である、中学校卒業後や高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）・高等専門学校・専修学校の高等課程の中途退学後の進路が不明である等の場合には速やかに情報共有すること。

(イ) 対象児童生徒等が満18歳に達しているため情報共有を行わなかった

(ウ) 対象児童生徒等の平素の状況や定期的な家庭訪問、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断し、市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有しなかった

(5) 面会できなかった場合で、対象児童生徒等の平素の状況や定期的な家庭訪問、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断し、市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有しなかった場合の理由

(a) 受験・就職活動等

(b) 不登校

(c) 病気療養

(d) 家族の一時帰国・海外渡航等への同行

(e) 留学・海外遠征・校外学習等

(f) 保護者の出産・病気等による実家への帰省等

(g) 休学（※不登校や病気療養、留学等を理由とする休学は各項目において回答すること）

(h) その他

### 3. フォローアップ及び報告の要領

以下の流れによって回答する。

<高等専門学校以外の学校分>

① 学校においては、別紙様式2に件数を記入し、所管する教育委員会、国公立大学法人若しくは厚生労働省の専修学校主管課又は私立学校を所轄する都道府県若しくは特区認定を受けた地方公共団体に提出する。

② 市町村（指定都市を除く。）教育委員会においては、所管の学校から提出された別紙様式2に基

づき別紙様式1を記入し、都道府県教育委員会に提出する。都道府県教育委員会は都道府県立学校分も含めて集計した上で別紙様式1に記入し、文部科学省に提出する。

- ③ 指定都市教育委員会、私立学校を所轄する都道府県、附属学校を設置する国公立大学法人及び厚生労働省の専修学校主管課においては、集計した別紙様式1を文部科学省に提出する。附属学校を設置する国公立大学法人は、附属学校の存在する都道府県ごとに様式1を提出する。
- ④ 特区認定を受けた地方公共団体においては、別紙様式2を文部科学省に提出する。
- ⑤ 市町村（指定都市を除く。）教育委員会は都道府県教育委員会に対して、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、私立学校を所轄する都道府県、附属学校を設置する国公立大学法人は文部科学省に対して、記入後の別紙様式2を提出する必要はない。

#### <高等専門学校分>

- ① 国立高等専門学校においては、別紙様式2に件数を記入し、独立行政法人国立高等専門学校機構に提出する。独立行政法人国立高等専門学校機構においては、所管の学校から提出された別紙様式2に基づき各学校の存在する都道府県ごとに別紙様式1を記入し、文部科学省に提出する。
- ② 公私立高等専門学校においては、別紙様式1及び別紙様式2に件数を記入し、文部科学省にそれぞれ提出する。
- ③ 独立行政法人国立高等専門学校機構は文部科学省に対して、記入後の別紙様式2を提出する必要はない。

#### 4. 提出期限 平成31年4月19日（金） 17:00（厳守）

※学校及び教育委員会において、本事案に類似するような重大な事案を認知した場合は、直ちに市町村、児童相談所や警察等に通報するとともに、併せて期限を待たずに文部科学省にご連絡ください。また、上記期日経過後も、文部科学省の支援が必要な場合は、速やかにご連絡ください。

#### 5. 提出方法及び提出先

- (1) 提出方法 以下の提出先へE-mailによる提出（添書不要）
- (2) 提出先

##### <高等専門学校、高等課程を置く専修学校以外の学校分>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係・生徒指導調査分析係  
(メールアドレス s-sidou@mext.go.jp)

その際、件名は「【フォローアップ（国公私別・都道府県・政令指定都市名）】」とすること。別紙様式1を提出する際には、文部科学省から送付された電子データのファイル名を変更しないこと。

##### <高等専門学校分>

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係  
(メールアドレス senmon@mext.go.jp)

その際、件名は「【フォローアップ（法人名）】」とすること。別紙様式1を提出する際には、文部科学省から送付された電子データのファイル名を変更しないこと。

##### <高等課程を置く専修学校分>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室専修学校第一係  
(メールアドレス syosensy@mext.go.jp)

その際、件名は「【フォローアップ（高等専修学校）（国公私別・都道府県名）】」とすること  
別紙様式1を提出する際には、文部科学省から送付された電子データのファイル名を変更しない  
こと。

## 6. 留意事項

点検の結果、児童虐待に該当する事案を把握した市町村教育委員会においては、都道府県教育委員会の協力も得ながら、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、学校に対して指導助言又は援助すること。

また、国公立大学法人においても、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、設置する附属学校に対して指導助言又は援助すること。

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップ実施要領  
(保育所及び地域型保育事業の事業所)

1. 本フォローアップの趣旨

本フォローアップは、保育所及び地域型保育事業の事業所（以下「保育所等」という。）において、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案（以下「本事案」といいます。）のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検した結果を踏まえ、3月8日までの間に面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童について状況を把握し、保育所等、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とする。

2. フォローアップ対象

保育所、地域型保育事業の事業所（設置主体を問わない）

※保育所型認定こども園は除く。

※事業所内保育所においては、地域枠・従業員枠の子どもをともに対象とする。

**保育所等に報告を求める事項**

○フォローアップの対象児童

平成31年2月14日付けで依頼した緊急点検の結果、平成31年3月8日までの間に面会ができておらず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童（733人）

※4月15日までの間に転園・進学した児童生徒等については、転園先の保育所や進学先の小学校等に問合せを行ったうえで、2月14日時点で在籍していた保育所等から回答してください。

○フォローアップの方法

平成31年3月9日（土）以降4月15日（月）までの間に、以下のいずれかの方法によりフォローアップを実施すること。

なお、3月9日以降に本事務連絡による依頼に関わらず自主的に確認を行い、以下のいずれかの方法により面会できたものを含めて差し支えないこと。

・市町村職員による面会

・保育所等の職員による面会

※海外在住の児童については、テレビ電話を通じて状況が確認できたものについても面会できたケースを含めて差し支えない。

・その他関係機関（民生委員、児童委員等）による面会

※その他関係機関による面会には、例えば以下のような保育所等以外の機関の職員等による面会が含まれる。

・対象児童が受診している医療機関等の医師、歯科医師、看護師、カウンセラー等の面会

・対象児童が利用している他の福祉サービス等の提供に係る都道府県・市町村職員、ケースワーカー、福祉サービスを提供する事業所の職員等による面会

※1 面会は、市町村職員又は保育所等の職員等のどちらが実施するのかについて、市町村と保育所等で調整の上、実施すること。ただし、市町村に保育の実施責任があることを踏まえ、保育所等の体制を鑑みて保育所等の職員による面会が困難と認められる場合は、市町村職員が実施すること。

※2 事業所内保育所の従業員枠の子どもや、広域利用の子どもが、点検対象に該当する場合につ



いて、保育所等の職員が面会に行くことが困難な場合は、当該子どもの居住市町村に連絡し、当該子どもに対する面会を依頼すること。

当該子どもの居住市町村については、面会の結果等について、保育所等に報告し、保育所等からその所在地市町村に報告すること。保育所等の所在地市町村は、その結果を含め、都道府県に報告すること。この場合、二重計上を避ける観点から、当該子どもの居住市町村については、都道府県への報告に含めない。

#### ○フォローアップの結果報告

(1) 対象児童に面会できたかどうか

①面会できた、②面会できなかった

(2) 面会できた場合、児童虐待の恐れがあるとしてその結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

(ア) 情報共有した、(イ) 情報共有しなかった

※市町村職員が面会を実施した場合は、「共有した」に含む。

(3) 面会できた場合、その方法

(a) 保育所等の職員による面会、(b) 市町村職員による面会、(c) その他関係機関による面会

(4) 面会できなかった場合、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

(ア) 市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有した

※市町村職員が面会を実施した場合は、「共有した」に含む。

※対象児童が居所不明である等の場合には速やかに情報共有すること。

(ウ) 対象児童の平素の状況や定期的な家庭訪問などにより、虐待のおそれがないと判断し、市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有しなかった

(5) 面会できなかった場合で、対象児童の平素の状況や定期的な家庭訪問などにより、虐待のおそれがないと判断し、市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有しなかった場合の理由

(a) 受験・就職活動等

(b) 不登校

(c) 病気療養

(d) 家族の一時帰国・海外渡航等への同行

(e) 留学・海外遠征・校外学習等

(f) 保護者の出産・病気等による実家への帰省等

(g) 休学（※不登校や病気療養、留学等を理由とする休学は各項目において回答すること）

(h) その他

### 3. フォローアップ及び報告の要領

以下の流れによって回答する。

① 保育所等においては、別紙様式2に件数を記入し、市町村に提出する。

※1 保育所等の職員による面会が困難である場合は、別紙様式2の必要事項のみ記載し、至急、保育所等が所在する市町村に連絡を行うこと。

※2 事業所内保育所の従業員枠の子どもや、広域利用の子どもが、フォローアップ対象に該当する場合については、これも含めて、別紙様式2に件数を記入すること。

② 保育所等から保育所等職員による面会が困難である旨報告を受けた市町村は、速やかに連絡を受けた児童に対して面会を行うこと。

また、事業所内保育所の従業員枠の子どもや、広域利用の子どもについて、2. 中「保育所等に報告を求める事項」の「○フォローアップの方法」※2のとおり対応すること。

- ③ 市町村においては、所管の保育所等から提出された別紙様式2及び市町村職員による面会の結果に基づき別紙様式2を記入し、都道府県に提出する。都道府県は管内市町村の報告結果を集計した上で別紙様式1に記入し、厚生労働省に提出する。

※ この際、事業所内保育所の従業員枠の子どもや、広域利用の子どもについて、保育所等が所在する市町村から都道府県に報告することとしており、二重計上を避ける観点から、支給認定を行った市町村については、その件数について、別紙様式1の件数に含めない。

4. 提出期限 平成31年4月19日（金） 17:00（厳守）

※緊急に対応が必要な案件があれば、期限を待たずに直ちに市町村、児童相談所や警察等と連携を図っていただき、必要に応じて厚生労働省にご相談ください。

5. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法 以下の提出先へE-mailによる提出（添書不要）

(2) 提出先 厚生労働省子ども家庭局保育課 (メールアドレス hoikuka@mhlw.go.jp)  
その際、件名は「【フォローアップ（都道府県・政令指定都市名・中核市）】」とすること。

別紙様式1を提出する際には、厚生労働省から送付された電子データのファイル名を変更しないこと。

6. 留意事項

児童虐待に該当する事案を把握した市町村保育担当課においては、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、保育所等に対して指導助言又は援助すること。

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップ実施要領（認定こども園）

1. 本フォローアップの趣旨

本フォローアップは、認定こども園において、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案（以下「本事案」といいます。）のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検した結果を踏まえ、3月8日までの間に面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった園児について状況を把握し、認定こども園・認定こども園主管課、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とする。

2. フォローアップ対象

○公私立の幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

**認定こども園に報告を求める事項**

○フォローアップの対象園児

平成31年2月14日付けで依頼した緊急点検の結果、平成31年3月8日までの間に面会ができておらず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった園児（83人）

※4月15日までの間に転園・進学した園児については、転園先の認定こども園や進学先の小学校等に問合せを行ったうえで、2月14日時点で在籍していた認定こども園から回答してください。

○フォローアップの方法

平成31年3月9日（土）以降4月15日（月）までの間に、以下のいずれかの方法によりフォローアップを実施すること。

・認定こども園の教職員による面会

※海外在住の園児については、テレビ電話を通じて状況が確認できたものについても面会できたケースに含めて差し支えない。

・自治体職員（指導主事、教育支援センター職員等）による面会

・その他関係機関（民生委員、児童委員等）による面会

※その他関係機関による面会には、例えば以下のような認定こども園以外の機関の職員等による面会が含まれる。

・対象園児が受診している医療機関等の医師、歯科医師、看護師、カウンセラー等の面会

・対象園児が利用している他の福祉サービス等の提供に係る都道府県・市町村職員、ケースワーカー、福祉サービスを提供する事業所の職員等による面会

○フォローアップの結果報告

(1) 対象園児に面会できたかどうか

①面会できた、②面会できなかった

(2) 面会できた場合、児童虐待の恐れがあるとしてその結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか

(ア) 情報共有した、(イ) 情報共有しなかった

(3) 面会できた場合、その方法

(a) 認定こども園の教職員による面会、(b) 自治体職員による面会、(c) その他関係機関

による面会

(4) 面会できなかった場合、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか、共有していない場合その理由

(ア) 市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有した

※対象園児が居所不明である等の場合には速やかに情報共有すること。

(ウ) 対象園児の平素の状況や定期的な家庭訪問などにより、虐待のおそれがないと判断し、市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有しなかった

(5) 面会できなかった場合で、対象園児の平素の状況や定期的な家庭訪問などにより、虐待のおそれがないと判断し、市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有しなかった場合の理由

(a) 受験・就職活動等

(b) 不登校

(c) 病気療養

(d) 家族の一時帰国・海外渡航等への同行

(e) 留学・海外遠征・校外学習等

(f) 保護者の出産・病気等による実家への帰省等

(g) 休学 (※不登校や病気療養、留学等を理由とする休学は各項目において回答すること)

(h) その他

### 3. フォローアップ及び報告の要領

以下の流れによって回答する。

① 認定こども園においては、別紙様式2に件数を記入し、市町村の認定こども園主管課に提出する。

※ 認定こども園の教職員による面接が困難である場合は、別紙様式2の必要事項のみを記載し、至急、認定こども園が所在する市町村に連絡を行うこと。

※ 認定こども園から認定こども園教職員による面会が困難である旨報告を受けた市町村は、速やかに連絡を受けた園児に対して面会を行うこと。

② 市町村においては、管内の認定こども園から提出された別紙様式2及び自治体職員による面会の結果に基づき別紙様式1を記入し、都道府県に提出する。都道府県は管内の市町村の報告結果を集計した上で別紙様式1に記入し、内閣府に提出する。

### 4. 提出期限 平成31年4月19日(金) 17:00 (厳守)

**※緊急に対応が必要な案件があれば、期限を待たずに直ちに市町村、児童相談所や警察等と連携を図っていただき、必要に応じて内閣府に御相談ください。**

### 5. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法 以下の提出先へE-mailによる提出(添書不要)

(2) 提出先 内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当) 付

(メールアドレス kodomokosodatelkai@cao.go.jp)

その際、件名は「【フォローアップ(都道府県名)】」とすること。

別紙様式1を提出する際には、内閣府から送付された電子データのファイル名を変更しないこと。

### 6. 留意事項

児童虐待に該当する事案を把握した市町村認定こども園主管課においては、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、認定こども園に対して指導助言又は援助すること。

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップ実施要領  
(障害児通所支援事業所)

1. 本フォローアップの趣旨

本フォローアップは、各都道府県及び指定都市において、千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案（以下「本事案」といいます。）のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検した結果を踏まえ、3月8日までの間に面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童について状況を把握し、障害児通所支援事業所、都道府県、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的とする。

2. フォローアップ対象

○児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を実施している事業所（共生型事業所、基準該当事業所を含む）

**市町村に報告を求める事項**

○フォローアップの対象児童

平成31年2月14日付けで依頼した緊急点検の結果、平成31年3月8日までの間に面会ができておらず、市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童（137人）（※1）（※2）（※3）。

ただし、認可保育所、地域型保育事業の事業所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校との並行通園を行っている児童は対象としない。

（※1）障害児支援利用計画において2月1日から2月14日までの間に利用予定がない場合も含む。

（※2）児童が一月に複数の事業所を利用している場合は、二重計上を避ける観点から、上限額管理を行っている事業所において確認を実施すること。

（※3）4月15日までの間に利用契約の終了・契約の解除・転園・進学等により事業所を退所した児童生徒等については、転園先・進学先等に問い合わせを行った上で、2月14日時点で在籍していた障害児通所支援事業所から回答してください。

○フォローアップの方法

平成31年3月9日（土）以降4月15日（月）までの間に、事業所職員による自宅等への訪問及び面会により実施すること。（特段の事情のある場合は、市町村職員又は関係機関職員（民生委員、児童委員等）により実施しても差し支えない。）

なお、3月9日以降に本事務連絡による依頼に関わらず自主的に確認を行い、面会できたものを含めて差し支えないこと。

また、関係機関職員による面会には、例えば以下のような障害児通所支援事業所以外の機関の職員等による面会が含まれる。

- ・対象児童が受診している医療機関等の医師、歯科医師、看護師、カウンセラー等の面会
- ・対象児童が利用している他の福祉サービス等の提供に係る都道府県・市町村職員、ケースワーカー、福祉サービスを提供する事業所の職員等による面会

○フォローアップの結果報告

(1) 対象児童に面会できたかどうか

- ①面会できた、②面会できなかった
- (2) 面会できた場合、児童虐待の恐れがあるとしてその結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか
- (ア) 情報共有した、(イ) 情報共有しなかった
- ※市町村職員が面会を実施した場合は、「共有した」に含む。
- (3) 面会できた場合、その方法
- (a) 障害児通所支援事業所の職員による面会、(b) 市町村職員による面会、(c) その他関係機関による面会
- (4) 面会できなかった場合、その結果を市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有したかどうか、共有していない場合その理由
- (ア) 市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有した
- ※市町村職員が面会を実施した場合は、「共有した」に含む。
- ※対象児童が居所不明である等の場合には速やかに情報共有すること。
- (ウ) 対象児童の平素の状況や定期的な家庭訪問などにより、虐待のおそれがないと判断し、市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有しなかった
- (5) 面会できなかった場合で、対象児童生徒等の平素の状況や定期的な家庭訪問などにより、虐待のおそれがないと判断し、市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有しなかった場合の理由
- (a) 受験・就職活動等
- (b) 不登校
- (c) 病気療養
- (d) 家族の一時帰国・海外渡航等への同行
- (e) 留学・海外遠征・校外学習等
- (f) 保護者の出産・病気等による実家への帰省等
- (g) 休学 (※不登校や病気療養、留学等を理由とする休学は各項目において回答すること)
- (h) その他

### 3. フォローアップ及び報告の要領

以下の流れによって回答する。

- ① 障害児通所支援事業所においては、別紙様式2に件数を記入し、市町村の障害児支援担当課に提出する。
- ※ 障害児通所支援事業所職員による面接が困難である場合は、別紙様式2の必要事項のみを記載し、至急、事業所が所在する市町村に連絡を行うこと。
- ※ 障害児通所支援事業所から事業所職員による面会が困難である旨報告を受けた市町村は、速やかに連絡を受けた児童に対して面会を行うこと。
- ② 市町村（指定都市を除く）においては、管内事業所に対し、別紙様式2を用いて虐待が疑われる事案把握の状況の報告を求め、別紙様式1により集計し、都道府県に提出する。
- ※ 事業所職員による面会が困難である場合は、別紙様式2の必要事項のみ記載し、至急、事業所が所在する市町村に連絡を行うこと。
- ③ 指定都市においては、管内事業所に対し、別紙様式2を用いて虐待が疑われる事案把握の状況の報告を求め、別紙様式1により集計し、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課に提出する。
- ④ 都道府県においては、管内市町村から提出を受けた別紙様式1に基づき別紙様式1を作成し、厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課に提出する。

4. 提出期限 平成31年4月19日（金） 17:00（厳守）

※緊急に対応が必要な案件があれば、期限を待たずに直ちに市町村、児童相談所や警察等と連携を図っていただき、必要に応じて厚生労働省にご相談ください。

5. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法 以下の提出先へE-mailによる提出（添書不要）

(2) 提出先 障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

（メールアドレス shougaijishien@mhlw.go.jp）

その際、件名は「【フォローアップ（都道府県・指定都市名）】」とすること。

別紙様式1を提出する際には、厚生労働省から送付された電子データのファイル名を変更しないこと。

6. 留意事項

児童虐待に該当すると思われる事案を把握した市町村においては、児童相談所、警察等の関係機関と連携し、実態の把握及び必要な援助を実施すること。

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップ  
(様式1:教育委員会等集計用)

都道府県名又は 市区町村名又は 法人名	
担当課名	
担当者名	
担当課電話番号	
担当課e-mail	

1. 面会の有無

	対象児童生徒等数	フォローアップ結果					エラーチェック
		①面会できた		②面会できなかった			
		(ア)情報共有をした	(イ)情報共有をしなかった	(ア)情報共有をした	(イ)満18歳に達しているため情報共有をしなかった	(ウ)虐待のおそれがないと判断したため情報共有をしなかった	
幼稚園							OK
小学校							OK
中学校							OK
義務教育学校							OK
高等学校							OK
中等教育学校							OK
特別支援学校							OK
高等専門学校							OK
専修学校(高等課程)							OK
保育所							OK
家庭的保育事業							OK
小規模保育事業							OK
事業所内保育事業							OK
居宅訪問型保育事業							OK
認定こども園(幼保連携型)							OK
認定こども園(幼稚園型)							OK
認定こども園(保育所型)							OK
認定こども園(地方裁量型)							OK
障害児通所支援事業所 (児童発達支援)							OK
障害児通所支援事業所 (医療型児童発達支援)							OK
障害児通所支援事業所 (居宅訪問型児童発達支援)							OK
合計	0	0	0	0		0	OK



2.「面会できた」ものについて、その方法

	(a)学校等の教職員による面会	(b)教育委員会等の職員による面会	(c)その他関係機関の職員による面会	エラーチェック
幼稚園				OK
小学校				OK
中学校				OK
義務教育学校				OK
高等学校				OK
中等教育学校				OK
特別支援学校				OK
高等専門学校				OK
専修学校(高等課程)				OK
保育所				OK
家庭的保育事業				OK
小規模保育事業				OK
事業所内保育事業				OK
居宅訪問型保育事業				OK
認定こども園(幼保連携型)				OK
認定こども園(幼稚園型)				OK
認定こども園(保育所型)				OK
認定こども園(地方裁量型)				OK
障害児通所支援事業所 (児童発達支援)				OK
障害児通所支援事業所 (医療型児童発達支援)				OK
障害児通所支援事業所 (居宅訪問型児童発達支援)				OK
	0	0	0	OK





児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップ  
(様式2:学校等回答用)

学校名	
担当課名	
担当者名	
担当課電話番号	
担当課e-mail	

1. 面会の有無

	対象児童生徒等数	フォローアップ結果					エラーチェック
		①面会できた		②面会できなかった			
		(ア)情報共有をした	(イ)情報共有をしなかった	(ア)情報共有をした	(イ)満18歳に達しているため情報共有をしなかった	(ウ)虐待のおそれがないと判断したため情報共有をしなかった	
幼稚園							OK
小学校							OK
中学校							OK
義務教育学校							OK
高等学校							OK
中等教育学校							OK
特別支援学校							OK
高等専門学校							OK
専修学校(高等課程)							OK
保育所							OK
家庭的保育事業							OK
小規模保育事業							OK
事業所内保育事業							OK
居宅訪問型保育事業							OK
認定こども園(幼保連携型)							OK
認定こども園(幼稚園型)							OK
認定こども園(保育所型)							OK
認定こども園(地方裁量型)							OK
障害児通所支援事業所 (児童発達支援)							OK
障害児通所支援事業所 (医療型児童発達支援)							OK
障害児通所支援事業所 (居宅訪問型児童発達支援)							OK
合計	0	0	0	0		0	OK
			0			0	

2.「面会できた」ものについて、その方法

	(a)学校等の教職員による面会	(b)教育委員会等の職員による面会	(c)その他関係機関の職員による面会	エラーチェック
幼稚園				OK
小学校				OK
中学校				OK
義務教育学校				OK
高等学校				OK
中等教育学校				OK
特別支援学校				OK
高等専門学校				OK
専修学校(高等課程)				OK
保育所				OK
家庭的保育事業				OK
小規模保育事業				OK
事業所内保育事業				OK
居宅訪問型保育事業				OK
認定こども園(幼保連携型)				OK
認定こども園(幼稚園型)				OK
認定こども園(保育所型)				OK
認定こども園(地方裁量型)				OK
障害児通所支援事業所 (児童発達支援)				OK
障害児通所支援事業所 (医療型児童発達支援)				OK
障害児通所支援事業所 (居宅訪問型児童発達支援)				OK
	0	0	0	OK



